

(設置)

第1条 日田市（以下「市」という。）における中小企業振興に関する施策に係る事項及び日田市中小企業振興推進計画（以下「計画」という。）に関する必要な事項等について検討を行うため、日田市中小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市における中小企業振興に関する施策に係る事項
- (2) 計画の策定に関する必要な事項
- (3) 計画の進捗管理及び効果の検証に関する必要な事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、中小企業者等により選出する市民、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

4 委員長は、専門的な事項を調査するため、必要に応じて、推進会議に委員及び部会員で組織する専門部会を置くことができる。

5 部会員は、推進会議において選任し、委員長が依頼する。

6 部会員は、専門的な事項の調査を終えたときをもって、その任を終えるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、日田市商工観光部商工労政課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

日田市中小企業振興推進会議 委員

	分類	機関名等	役職	委員名
1	学 識 経 験 者	別府大学	国際経営学部長	関 谷 忠
		大分県よろず支援拠点	チーフコーディネーター	
2	中小企業支援団体	日田商工会議所	中小企業相談所 所長	坂 本 篤
3		日田地区商工会	広域指導課長	宮 迫 誠 治
4	金 融 機 関	日田信用金庫	常勤理事	加 藤 広 嗣
5	中 小 企 業 者	大分県中小企業家同友会日田支部	幹事	伊 藤 哲 司
6		日田市商店街連合会		佐々木 美德
7		一般社団法人日田青年会議所		原 田 宏 実
8		日田ばね工業会		財 津 達 也
9		日田木材協同組合		井 上 勝 喜
10	観 光 団 体	一般社団法人日田市観光協会	事務局長	木 下 周
11	市 民 団 体	日田市消費者団体連絡協議会	会長	梶 原 償 子